

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

香川県選挙管理委員会規則第3号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中、「市 町 開票区開票管理者 印」を「市 町 開票区開票管理者 氏 名」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 開票管理者は署名又は押印をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。